

《書 評》

最近のアダム・スミス研究と経済学の成立問題

——新村聡著『経済学の成立—アダム・スミス
と近代自然法学』をめぐって——

田 中 正 司

1 内外のスミス研究の動向

欧米のスミス研究は、1970年代以降、当時から使われはじめた「アダム・スミス^{ルネッサンス}復興」という言葉に象徴される活況を迎え、その勢いは90年代以降も依然として続いている。19世紀におけるリカードの専門化の影響と、20世紀の30年代以降におけるケインズとマルクスの挟み撃ちに当面して死んでいたスミスは、今日文字通り改めて復活したといってもよいであろう。

こうしたアダム・スミス復興の背景は、科学の純粹化・高度専門化の時代には軽蔑されていたスミスの人間性と総体性が今日の時代動向の中で改めて評価されるようになった点と、「自由放任の終焉」を宣言したケインズ主義が行詰まり社会主義が破綻した点にあるといえるであろうが、70—80年代におけるアダム・スミス復興の一つの特色としては、20世紀の国家中心的時代動向とシヴィク・ヒューマニズム・パラダイムの影響で、ウィンチとホーコンセンに代表される政治思想的スミス解釈の流行があげられる。しかし、そうした視角だけではスミスはとらえ切れないので、自然法学対シヴィクのシェーマの下にスミスにおける「富と徳」の問題が主題にされることになったが、90年代以降におけるアダム・スミス復興の第2波の研究に

は、社会主義の破綻に照応するよりリベラルな伝統的スミス像の復活がみられる。欧米における最近のスミス研究には、こうした形で時代の動向に敏感に反応しながら、自由で多様な角度からスミスの中に現代につながる何かを求めようとする姿勢が色濃く感じられるが、その反面、思想史的分析・接近面では却って弱体化している嫌いが無いではない⁽¹⁾。

日本のスミス研究は、こうした欧米の研究動向とは逆に、戦前から経済学の創始者として一貫した関心の対象になっていたが、戦争中の思想弾圧の関係でスミスがマルクスに代る形で研究されたことから、大河内一男や高島善哉に代表される市民社会論的スミス研究の成果が生み出されることとなった。その伝統を継承した戦後のスミス研究が、内田義彦、小林昇、水田洋らを代表者として華々しく展開されたことは周知の通りである。それに対して、彼らよりずっと若い世代の星野彰男、和田重司、山崎怜らの研究が戦後のスミス研究の第2世代を構成するとすれば、最近の野沢敏治（'91）、鈴木信雄（'92）、新村聡（'94）、只腰親和（'95）、酒井進らの業績は、日本における戦後のスミス研究における新しい第3世代の登場を示すものといえるであろう。戦後のスミス研究者としてはそれ以外に以上の各世代の中間に位置する船越経三、羽島卓也、篠原久、渡辺恵一らの名を逸することができないが、以上のうち第2世代のスミス研究には、戦後第1世代の影響よりも、戦中以来のスミス研究、とりわけ高島善哉の影が感ぜられるとすれば、最近の第3世代の研究は、すぐれて戦後第1世代、とりわけ内田の全面的影響下に理論形成がなされている点に大きな特色をもつかにみえる。そのことが第3世代の研究にどのような光と影を生み出しているか、評者はその功罪を改めて感ぜざるをえないが、本稿で論評の対象とする新村の著作は、内田の影響下に花開いた第3世代の研究の代表的業績として大きく注目される。

新村の研究が第3世代のスミス研究の代表的業績であるとあえて断定する理由は、第一に論究されている主題の普遍性にある。初期段階の講義ノートと推測されている「アンダソン・ノート」から『道徳感情論』と『法学講

義』A・B両ノートをへて『国富論』にまで至る主題の包括性とならんで、新村の書物では思想史と経済学史との総合が行われている。それだけでなく、経済学の源流をなす自然法思想史の分析からはじめて、ハチスン・ヒューム・スミス関係まで本格的に考察した世界的にも数少ない業績で、「経済学の成立」というスミス研究の中心主題に正面から接近した点でも注目される。第二の理由は、論理の透明性・精密性と並んで分析結果の徹底した概念図化が行われている点にある。その意味では、標準テキスト的性格をもっているといってもよいであろう。

こうした広汎な主題についての透徹した分析を可能にしたのは、ひとえに著者の力量によるが、一つには方法の問題がある。著者は自らの方法を「理論的アプローチの方法」(14ページ)と呼んでいるが、本書の方法的特色は徹底した理論的文脈分析が行われている点にある。評者はこうした著者の分析方法を解剖学的方法と名付けたいが、著者は解剖学者としては文字通り一流で、名解剖医のメスさばきの素晴らしさを感じざるをえない。それだけに思想的には時に切りすぎ、切り間違いの感を与える個所もみられ、解剖学的方法の思想史研究にとっての是非というか、こうした方法の意義と限界をしっかりと踏まえながら本書から学ぶ必要があることを感じざるをえない。多くの読者が無意識に感じる本書の功罪はひとえにそれに起因するのではないかと考えられるが、よかれあしかれ解剖図が見事に描かれていることは誰しも認める点であろう。

2 新村「成立」論の主論点

本書は、全体として全3部、10章構成から成っている。

第1部第1章では、近代の道德哲学、その中核をなす自然法学の主題が市場社会の倫理の確立にあった次第の確認の下に、17世紀の自然法学の思想が分析されている。その出発点をなすグロチウスの思想の特色は、著者によれ

ば、自然法の源泉を効用にではなく、理性と人間本性に求め、その上に自己保存を根幹とする権利論を展開した点にあるとされる。これに対し、次の世代のホッブズとプーフェンドルフは、権利観念はすべて *entia moralia* にすぎないという思想に従って、権利や法や国家の根拠を社会の維持という公共の利益、最終的には自己保存という私的利益に還元し、所有権の起源をも私的利益を認識した人々の合意から説明した思想家であったとされる。著者は、こうした形で三者の思想の特色を明確化することを通して、グロチウス→ホッブズ→プーフェンドルフの思想が利己心を根本原理とし、人々の効用認識と合意から自然法と権利の成立を説明する合理的利己主義→一人為的正義論の体系であった次第を浮き彫りにしている。

第2章では、その批判から出発した自然的正義論の系譜が、ロック→ハチスン→スミスにおいて「理性と道德感覚の自然法学」として展開された過程が考察されている。著者はその次第を17世紀最後の自然法思想家であったジョン・ロックが『人間知性論』の「論証的倫理学」の方法を『政府論』にも適用して自然法を理性的に論証し、効用の認識と合意に基かぬ所有起源論を展開したことから説きはじめている。その上で、その批判的継承から出発したハチスンが、権利を道德感覚から導き、それに基づいて法を論証する形で「自然法学を、自然法の体系から権利の体系へと大きく転換させる」（63ページ）ことにより、合意所有論を否定した点に、ハチスンの意義と特色が求められている。著者は、その証拠として、ハチスンでは効用が権利の根拠ではなく、権利の遵守の動機にすぎないとされているだけでなく、その契機として分業の生産性認識がされていた次第を明らかにすることを通して、ヒュームとスミスの共通課題がその批判的継承にあった次第を論証している。

第3章の「近代自然法学の経済思想」では最初にホッブズの『リヴァイヤサン』の経済論が分析され、『リヴァイヤサン』第24章こそは、ホッブズの『国富論』であり、経済学成立の一つの端緒をなすものであった」（79ページ）

ジ)とする著者のホッブズ解釈が展開されている。これに対し、プーフェンドルフは、グロチウスが別個に考察していた価格論と貨幣論を総合した価値論を構築し、有用性と希少性に基づく価格決定論を展開したが、実際には需要供給説と生産費説の無原則的の共存にとどまっていた点を論証することを通して、その総合が『法学講義』と『国富論』の課題の一つであった次第を明らかにしている。次に、ロックが、こうしたプーフェンドルフの生産費説を労働価値論へ深化することによって合意論の人為性を越えようとした経緯にふれたのち、その線をさらに徹底させたのがハチスンであるとして、ハチスンの価格論が、プーフェンドルフとロックの労働価値論と生産費説、需要供給説を理論的に総合し、前二者を需要供給説に合体することでその課題を達成した次第を論証するとともに、ハチスンが所有起源論と同様、貨幣起源論においても「一切の合意を否定する理論を主張した」(101ページ) 次第が強調されている。

以上のような第1部の自然法思想史は、細部の点についてはもとより異論もあるが、スミスに至る17—18世紀の自然法思想の形成・展開過程の大枠的分類・整理として妥当である。とりわけ、第3章の自然法思想家相互間における経済理論の継承・展開関係の分析→概念図化は見事であるといつてよい。評者もいろいろ教えられるところがあった。本書の功績の一つとして高く評価される。しかし、グロチウスからはじまる近代の自然法思想史を①グロチウス→ホッブズ→プーフェンドルフと、②ロック→ハチスン→スミスの二つの系譜に大別した上で、ヒュームを①に含め、それに対する自然的正義論の系譜を②に求めること自体は、私の基本的視点と同じで全面的に賛成であるが、こうした対比・分類・整理だけでは、①—②間の往復運動からなる18世紀思想の形成・展開過程の動態、その意義と特色は、必ずしも十分にクローズアップしえない次第が注意される要がある。とりわけ、グロチウスが上の二つの系譜の共通の出発点をなしていた事実が二分法シェーマ化のため十分に描かれていない点は、著者自身グロチウスの共通の出発点としての意

義を認識しているだけに残念である。またヒュームについても、彼が②の系譜から出発しながら④の系譜に復帰した経緯を踏まえた上で、④の系譜に含めているので、結論に異論がある訳ではないが、著者がしたようにきれいに概念図化されてしまうと、二つの系譜の間の往復運動の動態や、その中で独自の思想を展開したヒュームの思想の意義と特色が十分にとらえきれなくなってしまわないかとの危惧を感じざるをえない。なお、自然法論者相互間における所有権概念の継承・展開過程について議論するさいには、①自己保存の自然権としての「普遍的権利」に基づく「占有物の排他的占有権」と、それとはほぼ同意味で使われる「直接的所有権」や「本原的所有権」概念と、②他人に対する道徳的資格としての所有権の基礎付け論と、③「本来的所有権」概念の異同について、用語の同一性にとらわれない概念把握に基づく分析をする要がある。その点は、スミスをも含めて論者間で概念規定が必ずしも同じでないだけにとくに注意する要があると思われる。

ヒューム—スミス関係の分析を中心主題とした第2部第4章では、『道徳感情論』の主題がヒュームの効用正義論批判にあり、その鍵は効用基礎付け原理から効用批判原理への共感概念の転換にあるとの視点から、ヒュームの共感論が分析されている。その内容は多岐にわたるが、最大のポイントは、ヒュームが効用の知覚とは無関係に是認される道徳的性質（他人や本人に直接快い性質）があることを認めながら、それを道徳感情たらしめる原理を発見することができずに、本人に直接快い性質を道徳感情と混同・同一視してしまったため、本人には直接快いが観察者には不快な道徳感情をもたせる場合の説明ができないというアポリアに当面してしまったという点にある。著者は、その上で、『道徳感情論』がヒュームの道徳論、その中核をなす道徳感情の「四源泉」論を前提した上でその「全面的な組み替え」論として、共感を効用の知覚から区別された一つの自立した道徳能力（適正感覚）として把握したため、ヒュームの功利主義を批判することができた次第を明らかにしている。

第5章では、人為的徳としてのヒュームの正義論がホッブズの人為的正義論とプーフェンドルフの *entia moralia* 論の継承に他ならない次第が強調され、正義の規則の成立を人々の理性判断に基づく合意に求めるホッブズ＝プーフェンドルフ的な議論とハチスンの道徳論とを折衷させようとしたヒューム正義論の矛盾・分裂の根本が、正義の規則によって所有権が社会的に確立されたのちにはじめて所有者は所有権の侵害に不快を感じずというヒューム理論の根本大前提に基づいていた次第を論証することを通して、その克服がスミスの主題となった経緯を明確にしている。

第6章では、「アンダソン・ノート」の二つの原理のうち以後のスミスの思想展開の契機を求めた上で、スミスが『感情論』で正義論を倫理学の中で考察した理由が正義を人為的徳性としたヒュームの見解を否定した結果である次第が説かれている。その上で、「アンダソン・ノート」の発展としての『感情論』の意義が、共感原理に基づく道徳判断の本源性の主張による合意所有論の全面否定と、一般規則の歴史的発展論を展開した点と、「アンダソン・ノート」の第二の原理の発展としての歴史的慣行批判を慣習から独立した適宜性論に基づいて行った点に求められている。

第2部の最終章をなす第7章では、『法学講義』正義論が「権利の体系」の展開である次第の論証が所有権論の分析を中心に行われ、スミスが合意所有論を労働所有論に代替するというロックとハチスンの課題を完全に達成した経緯を明らかにした上で、「自然権理論を功利主義理論から分離して確立しようと努力した「ロックとハチスン」と、「反対に功利主義理論を自然権理論から純化しようとした」ヒュームとの「両者の努力を継承し、自然権理論を公平な観察者の共感理論によって確立するとともに、功利主義理論を経済学として独立させた」（229ページ）のがスミスであると総括している。

以上のような第2部におけるスミスの道徳哲学の形成・展開過程分析のうちでは、スミスがヒュームの展開した道徳感情の四源泉論を前提しながら、それを全部ひっくりかえすことで自らの理論を展開していった次第を跡付け

た第4章の議論が、本書の庄巻として最も注目される。この論稿は、文字通り著者の処女論文で、ホーコンセンの『立法者の科学』の公刊よりも一年前に執筆されたものであることから、著者の分析能力のほどが偲ばれる。しかし、スミスの道德哲学の形成史は、著者やホーコンセンの前掲書のように、ヒュームスミス関係で抑えるだけでは不十分で、ヒュームスミスの共通の前提・出発点としてのハチスンの『情念論』との彼らの格闘関係の分析⁽²⁾が不可欠で、それぬぎに『感情論』の思想形成を論ずると一面的になる点が注意される要がある。ヒュームスミス関係そのものも、著者のシェーマ化だけで割り切れるものではないことは著者自身も十分自覚している点であろうが、前述のヒューム論で一つ気になることは、ヒュームも最初から「功利主義理論を自然権理論から純化」することを意図していたのではなく、スミスと同様、ハチスンの情念倫理学の精神に従って功利主義的自然法論を道德感覚論化しようとしながら、同感の相対性と正義の絶対性要求との矛盾に当面して、功利主義のうちに客観性の根拠を求めざるをえなかったのではないかという点である。この同感（原理に基づく正義）の相対性と（交換的）正義の絶対性の問題に対する両者の対応の仕方のうちに、ヒュームの功利主義への回帰の謎を解く一つの鍵とともに、同じ問題に当面したスミスがこの難問をクリアするための論理として経済学の形成に進んだ次第を理解する鍵があるのではないであろうか。

第2部の論理展開でもう一つ気になることは、「アンダソン・ノート」に依拠しすぎている点である。『感情論』の思想を「アンダソン・ノート」との対比においてみる着想は面白く、論旨も明快で分かりやすいが、「アンダソン・ノート」がかりにミークの考証のように初期のグラスゴウ大学教授時代におけるスミスの講義を受講した学生のノートの要点をアンダソンが抜粋したものであるとしても、どこまでがスミスの原思想そのものであるかの確定はむずかしいだけでなく、このノートの根本原理をなす「二つの原理」そのものも必ずしもすべてがスミス独自の思想とはいえないので、もう少し仮定

法的に『感情論』の思想形成を窺い知るための一つの参考資料として扱う配慮が必要であろう。その感は、「アンダソン・ノート」と『感情論』との間には時間的にも内容的にもかなり大きな懸隔があるだけに大きく、'50年代におけるスミスの思想形成をハチスンやケイムズその他の媒介なしに、「アンダソン・ノート」と『感情論』との対比だけで理論的に割り切ることには危険が伴うのではないであろうか。

「経済学の成立過程」を扱う第3部の冒頭の第8章は、『法学講義』における行政（治政）論の成立・発展を主題にしている。著者は、この章の冒頭でジョン・ミラー証言を紹介した上で、そこから生まれた法＝正義、経済＝便宜論に対し、ミラー証言に基づく正義と便宜の区別の通説に従いながらも、経済学独立の契機は、「アンダソン・ノート」にもすでにほのみえていた「正義の法」と「ポリースの法」との区別に基づいて、行政論を、共感原理に立脚する「正義の法」の理論とは異なる「便宜の原理」すなわち「公共的効用」の認識に立脚するものとして、正義論から分離した点にあるとする。この間の議論は、透明な著者にしては必ずしも明快でなく、複雑な論旨を読みとることに苦勞したが、著者は、スミスが行政論を「正義の原理」と異なる「便宜の原理」に立脚するものとして正義論から分離したことに伴って、自然法学においては「自然法」論の中の「契約」章で取扱われていた経済学的主題が自然法（正義）論から行政＝治政論に移された点に、経済学の成立の端緒をみるとともに、それを可能にしたのが、共感原理に基づく正義論（自然権理論）の完成であったとしている。スミスが既述のような形でロッカー・ハチスンの自然権理論を同感原理に基づく正義の法の理論として完成に導いたことから、逆に便宜の原理に立脚する行政論としての経済学が展開されることになったというのが、著者のスミスにおける経済学の成立論の核心をなす点であったのである。

第9章は、そうした形で法学から分離・独立したスミスの経済学の中核をなす「スミス価値論の成立過程」を『法学講義』—「国富論草稿」—『国富

論』の三者間の対比において、その源流としての第3章で分析されたプーフンドルフ・ロック・ハチソンの経済理論との継承関係をも踏まえながら、具体的に論証したものである。著者はここでも「アンダソン・ノート」の価格論と貨幣論から議論をはじめているが、本章における著者の中心主題は、『法学講義』にはみられず『国富論』に初めて登場したスミスの「労働価値論と構成価格論」の成立が、従来の通説の説くように重農学派の影響に基づくものではなく、スミス自身の重商主義批判の論理的帰結であるとする点にある。この論証も鮮かで、スミスの労働価値論と構成価格論の成立を「スミスの価値・価格理論全体の理論構成の発展の中に位置づけ」（268ページ）ることによって、スミスの価値論の成立が重商主義批判の論理の確立の必要に基づく論理の内的展開の帰結に他ならない次節を論証する視点には評者も全面的に賛成である。ただし、この論理は、スミスの重商主義批判が'50年代からのスミスの一貫した主題であったとする著者の見解とは懸隔があり、'55年文書ではもとより、『感情論』でも明確ではなく、『法学講義』でようやく自覚的に展開されるに至ったスミスの重商主義批判が、その後年とともに中核的テーマになり、『講義』にはない価値論形成につながっていったとみる方が、著者の本来の論旨にも合致するのではないであろうか。

第10章は、以上の第1—3部の研究成果の総括というより、実際には第4章の処女論文につぐ著者の学界デビュー論文であるが、以上の研究に対応するスミスの道徳哲学の全体像が著者の視点から明快に分かりやすく概観されており、「スミスの道徳哲学体系と経済学」との関係に関する著者の見解を集大成した形になっている。デビュー論文があえて最終章に収録されたのはそのためであると推測されるが、本章は、全体のまとめとしてよりも「序説」ないし「総論」として巻頭に置いた方が、読者にも全体の概観を理解する上で分かりやすく、Forschung としての本書の構成上も妥当であったのではないかと惜しまれる。それに本章では、「普遍的自然法」観とか、「哲学者スミスのいわば超歴史的な共感」（327ページ）というような多分に内田義彦

的用語や視点が、今日でもそのまま無前提的に使用されていることにも、本章が一連の研究の総括部分であるだけに疑問を感じざるをえない。たしかにスミスのうちにも、内田のいうように、第4段階の商業社会を富裕が満面開花する世界としてとらえ、「文明社会の法」を「あらゆる社会に妥当すべき自然法……として理解」（331ページ）する視角があること自体は、明白な事実である。しかし、『道徳感情論』から『法学講義』をへて『国富論』に至るスミスの主題は、『感情論』の状況的適宜性 (Situational Propriety) 論の展開としての「法学講義」の4段階 Situation 分析に基づく歴史的現状批判を中核とするもので、スミスの経済学はこうした形で共感の状況的適宜性を確認するための四段階分析の中から生誕してきたものであった⁽³⁾。そうしたスミスの本来の主題からはなれたところで、状況的適宜性論より超歴史的自然法視点を強調するのは、経済学の成立を問題とする本書の主題にそぐわないのではないであろうか。

内田の造語にかかる（とは、厳密にはもとよりいえないが）「哲学者スミス」の眼が、観察者の機能を果たすものとして、『国富論』でも生きていることも、内外の研究の指摘する通りである。しかし、スミスの基本問題は、彼が大衆の同感（自然の感情原理）を唯一の原理としながら、その不安定性認識からその克服の論理を状況的適宜性に求めたことから、状況（環境）分析に基づく社会科学形成への道を歩んだ点にあり、そうした論理をはなれて「哲学者スミス」や、その「超歴史的な共感」視点を強調するのは、自然の原理に対する懐疑に基づく『感情論』第6版解釈としてはともかく、『感情論』初版→『国富論』解釈にはそぐわないのではないであろうか。

なお、本書には、以上の全10章のあとに、「スミス研究と現代」という補論が付せられていて、スミス研究の現代的意義と問題点が展望されているが、分かりやすく有益である。

3 正義の原理と便宜の原理

本書は、このように経済学の成立の基盤をなす近代自然法（学）の思想系譜の分析からはじめて、ヒューム―スミスの正義論の解明をへて、『道徳感情論』→『法学講義』正義論→行政論→『国富論草稿』→『国富論』の価値論形成過程に及ぶスミス道徳哲学体系の分析を通して、スミスにおける「経済学の成立」を論証した大変な野心作で、戦後第1世代のスミス研究のエース内田が経済学史研究と市民社会論的思想史研究との分裂を嘆いた限界も見事に克服されたかにみえる。著者があえて本書を『経済学の成立』と題した所以もそこにあると考えられるが、こうした著者の命名のうちには、従来、経済学の「成立」基盤を重商主義文献や経済的時事問題への関心に求めてきた見解や、経済科学の「創造」の独創性を強調する見解に対して、近代自然法学者たちの経済学説の批判的継承・発展のうちこそ学としての経済学の成立の基盤があり、それぬきには経済学の生誕は語りえないという著者の確信ないし信念がこめられているように感じられる。本書は、そうした問題を提起している意味でも絶えて久しく忘れられていた感のある「経済学の成立問題」に正面から接近した出色の業績として高く評価される。その感は、欧米のスミス研究の現状と対比するとき、より明らかになることであろう。

周知のように、70年代以降における欧米のスミス研究は、スミスをスコットランド啓蒙の思想史の中で相対化するようになるにつれ、シヴィク対自然法の思想系譜の中でスミスにおける経済学の生誕が語られるようになったが、シヴィク・パラダイムの影響下に展開された政治思想史のスミス研究では、実際には経済学の成立問題は影をひそめ、完全に欠落していたのであった⁽⁴⁾。そうした政治思想史的解釈の偏向的スミス研究に対する見直しの気運が高まってきた90年代以降の最近のスミス研究においても、スミスにおける経済学の成立問題は依然として正面からは取上げられず、道徳的言説からの経済的言説の独立という、それ自体 Q. スキナー的方法論の影響を受けた政

治思想史的文脈や、「経済学の政治と宗教からの解放」・独立という、昔ながらの多分に常識的な形で語られるだけにとどまっている⁽⁵⁾。こうしたとらえ方は、経済学の「成立」の契機を政治学の支配から解放された経済理論体系の樹立に求める経済学者からは支持されるであろうが、こうした視座だけでは必ずしも経済学の成立問題を十分にカバーしえないことは、近代自然法学と道徳哲学研究の進展の結果、近代の自然法学と道徳哲学が18世紀における社会科学の成立に及ぼした影響が明らかになりつつある現在では、誰しも否定しえない点であるといえよう。こうした内外の研究史の現状の下で、経済学の源流をなす自然法学の伝統を理論的にしっかり踏まえた上で、近代自然法の思想系譜の中からどのようにしてスミスの経済学が成立してきたかを『国富論』の価値論形成過程にまでつなげて論証した著者の研究は、内外の研究史の中でも高く評価される。「自然法学の体系から、分業論、貨幣・価格論、政策論が、なぜ、いかにして分離されたのか」(9ページ)という、著者が「経済学の成立問題」を考えるため自らに課した第一の設問に対する著者の解答も、それなりに説得的で、すっきりしているといつてよいであろう。

問題は、果してスミスの経済学(WN)が、著者の主張するように、同感原理に立脚する正義の原理(TMS)と法の理論(LJ)の確立に伴って、それとは異なる便宜の原理に立脚する行政(Police)の法の原理として、「正義の法」と「行政の法」との区別を契機に、自然法論の中から分離・独立してきたものといえるかどうかにある。著者は、既述のように、法=正義、経済=便宜という通俗的見解に基づく経済学成立論を否定しているが、著者も、同感原理に基づく正義=法の理論と便宜の原理に基づく経済理論とははっきり分離し、経済学は、正義の原理とは異なる便宜の原理に立脚する行政論であるとしていることは明らかである。著者がその根拠をジョン・ミラー証言に求めていることも、これまでのスミス解釈の通説を前提すれば当然であるといえるかも知れない。しかし、私見によれば、ミラー証言には、『国富論』の経済学が、正義の原理にではなく、便宜の原理に基づくとはどこにものべら

れていない。試みに、ミラー証言の原文を内容補足しながら直訳的に引用すれば、次のように書かれている。

「彼は、彼の講義の最後の部分で、正義の原理にではなく、便宜の原理に基づいて〔いる政治的諸規制を吟味〕し、そのような「便宜の原理に基づいて」国家の富と力と繁栄を増大させることをもくろんでいる政治的諸規制を吟味した。この目的の下に、彼は商業、財政、宗教的・軍事的設備に関連する政治的諸制度を考察した。彼がこれらの主題についてのべたことが、のちに彼が諸国民の富の本性と原因に関する研究という表題の下に出版した著作の実質を含んでいた⁽⁶⁾。」

以上の原文でのべられていることは、正義の原理にではなく、便宜の原理に基づいて国富の増大を意図する Police 規制の吟味（批判）がグラスゴウ大学におけるスミスの道徳哲学講義の第4部門の主題をなしたものであり、それがのちに『国富論』の実質をなしたということだけで、『国富論』ないしスミスの経済学が「便宜の原理」に立脚するものであるとはどこにものべられていない⁽⁷⁾。むしろ、便宜・公益の名による慣行・規制批判が、著者も強調するように50年代からのスミスの一貫した主題であったとすれば、上の原文は、商業社会においては個別のエクイティよりも取引上の便宜を優先させる方が公共の利益に合致するという、商業上の必要に基づく便宜＝効用＝治政の原理の名の下に、正義の原理に立脚する自然的自由の実現を妨げる封建遺制や重商主義的行政規制批判が第4部門の主題であったことを示すものといえよう。

スミスの経済学が便宜の原理に立脚していないというこのような解釈は、『国富論』の経済人の行動原理を利己心に求める旧来のスミス解釈の通説的見解からみれば、『国富論』の根本原理にそぐわぬように感じられるかも知れない。しかし、その然らざる所以は、最近の欧米のスミス研究においてはほぼ定説的な見解になりつつあるように、スミスが人間の富追求の根本原理を利己心そのものよりも、人間の自然の同感感情に起因する他人の感情への

配慮から生まれる虚栄心に基づく自己改善願望と交換性向に求めていた次第を知るとき、容易に理解しうることであろう。スミスは、『国富論』の経済人の行動原理を『感情論』の同感原理と別の原理に求めていたのではなく、人間の自然の感情原理に基づく各人の自由な自己中心的な活動が、それを妨害するものさえなければ、自然に彼ら自身の意図しない帰結としての公益実現につながると考えていたのである。それが『国富論』のいわゆる自然的自由の体系をなすものであることは明らかである。

『法学講義』の治政論は、このような「自然の原理」に立脚する「自然的自由の体系」を実現するために行政がなすべき事柄を特定しようとしたものに他ならないが、スミスの行政論は、「正義の法」と異なる「行政の法」として正義論と異なる別の原理に立脚するものではない⁽⁸⁾。スミスは、正義＝法の理論の根幹をなす自然の原理を貫徹させるために行政がなすべき事柄を明確化（特定）するための前提として、各人の自由な活動が自然に公益実現につながる経済世界の自然法則を論証することを通して、逆に、そうした自然的自由の原理に基づく正義の実現を妨げおくらせる行政規制の批判を治政論の主題としたのである。ということは、行政論が便宜・公益を目的としていること自体を否定することではない。スミスは、便宜・公益を行政の目的とし判断原理としているが、その理由は、自然の原理に立脚する作用因の自由な活動に任せておいたままでは、その究極の目的である公益が実現されない場合に、自然の補完者として直接公益実現のために尽力するのが行政の責務であるからに他ならない。スミスが行政論の中で公益・エクイティ用語を頻繁に使っていたのもそのためであるが、行政が公益とエクイティを目的とし便宜・公益原理に基づいて行われるということは、必ずしもスミスが便宜・公益を行政の原理とし、便宜が経済の原理であると考えていたことを意味するものではない。スミスの治政経済論は、商業社会においては、個別のエクイティよりも、取引の安全を保障するため契約遵守を優先する方が公益に合致するから、その方が望ましいという商業上の必要に基づく経済＝便宜＝効

用＝治政（原理）論に対し、正義の法の支配下における自然的自由の体系の自然＝法則（エクイティ）論証をすることを通して、治政の根本原理をなす経済の世界においても自然の原理（に立脚する正義の原理）が貫徹している次第を明らかにすることによって、商業＝便宜＝公益＝行政原理の名において商業の利益を優先する行政を批判することを主題としていたからである。

しからば、スミスはなぜ経済学を行政論として正義論から分離・独立させたのであろうか。その最大の理由は、商業社会における交通の正義の規則としての交換的正義論（所有権法）の確立・完成に伴って、逆に、無所有者をも含む市民社会のすべての構成員にその遵守を要求するためには、それさえ守ればおのずからそれなりのエクイティ（配分的正義）が実現される次第の論証が必要になったために他ならない。ヒュームがハチスンの情念倫理学の精神に従って自然法学を道徳感情論化しようとしながら、効用正義論に回帰した最大の理由の一つは、商業社会における交換的正義の遵守の絶対性と同感に基づく正義の相対性とのジレンマに直面した点にあったと考えられるが、スミスは、同感原理に立脚する交換的正義論の確立に伴って、社会のすべての構成員に正義の遵守を要求する前提条件として、交換的正義のエクイティ論証をする必要に迫られたため、交換的正義の法の下における自然的自由の体系のエクイティ論証と、その実現阻害条件の批判を治政＝経済論の主題とすることになったのである。スミスが、『講義』の行政論と『国富論』第3—4編において、自然的自由の実現を妨げおくらせる封建的慣行と重商主義的規制批判を行った根拠もそこにある。スミスは、交換的正義の確立を商業社会における「富と徳」実現の必要・十分条件であると考えたがゆえに、逆に、自然的自由の体系のエクイティ性論証とともに、その実現を妨げる規制批判を法学の一部としての行政論の主題としたのである。

『法学講義』行政論と『国富論』の主題がこのように交換的正義の法の下における自然的自由の体系のエクイティ性論証（WN. I—II）と、その実現阻害条件の批判（WN. III—IV）による「富と徳」実現という配分的正義論的

性格をもつものであるということは、スミスの経済学が、同感⇒正義論と異なる行政＝便宜論であるという著者の見解とは異なって、『道徳感情論』以来の正義論の主題の展開・完成であることを示すものに他ならない。その次第は、スミスの治政経済論が、ケイムズにおける同感⇒正義論と経済＝便宜＝公益＝行政（原理）論との分裂の克服・揚棄論的性格をもっていた事実の中にも端的に示されているといえるであろう。ケイムズは、かつて拙著『アダム・スミスの自然法学』の中でケイムズの『衡平法原理』に即して具体的に論証したように、ヒュームにおける同感論と正義論（より具体的には、同感原理に基づく正義論と効用正義論）との分裂を批判して、スミスと同様に「正義」を道徳感覚（同感）原理に立脚する「自然の原理」から導きながらも、いまだスミスのように自然の原理を「治政」の原理とすることができず、正義＝自然の原理の行政の原理としての貫徹を信じてことができなかつたため、正義は自然法（同感原理）に基づくが、治政（行政）は効用・便宜によるとしていたのである⁹⁾。このようなケイムズの論理は、彼がヒュームの効用正義論、その根底をなすヒュームにおける同感論と正義論との分裂の揚棄を意図しながら、その課題に応答しえずに、問題を（同感⇒）正義論と経済＝便宜＝効用＝行政（原理）論とに二重化しただけにすぎないことを示しているが、行政の根本原理をなすべき経済の世界にも自然の原理が貫徹している次第を具体的に論証したスミスの治政論が、上述のようなケイムズ的な正義論と行政論（正義の原理と便宜の原理）との二分論の克服（そのための経済世界における正義の原理の貫徹論証）による便宜＝効用＝行政（原理）論の批判にあったことは今や明白である。ジョン・ミラー証言の通説的解釈の主張する法＝正義、経済＝便宜＝効用＝行政（原理）論は、実際にはスミスの理論ではなく、スミスによって原理的に批判・克服されたヒューム－ケイムズに至るそれまでの自然法思想家たちの思想にすぎないものであったのであり、55年文書以降のスミスの一貫した思想課題は、交換的正義の法の支配下における自然的自由の体系のエクイティ性を論証することによって、商業＝便宜＝公益＝行政原

理の名の下に商業の利益を優先する重商主義的行政規制と封建慣行を批判する点にあったのである。『講義』の正義論が、『感情論』の同感原理に基づく正義の状況的適宜性の確定のための四段階分析を通して、第4段階における交換的正義の法の一般諸規則を確定する過程で、分業概念を四段階分析の鍵概念としていたことも⁽¹⁰⁾、こうした『講義』の正義論と経済論との不可分の^{ボリス}関連を傍証するものといえよう。

著者は、これまでのほとんどすべてのとってよいくらい多くの研究者がとってきたジョン・ミラー証言解釈に従って、『国富論』が「正義の原理にではなく、便宜の原理」に立脚する世界であると考えたため⁽¹¹⁾、スミスにおける経済学の成立問題を正義論との対立関係においてとらえることになったのではないかと考えられるが、スミスの経済学は、『感情論』以来のスミスの正義論の主題の展開として、「正義の原理にではなく、便宜の原理に基づいて、国家の富と力と繁栄を増大させることを意図していた政治的諸規制」の批判を主題とするものであったのである。スミスがその主題を経済学として独立させたのは、既述のように交換的正義の法の確立がそのエクイティ（配分的正義）性論証を別個の主題として要請したために他ならないが、スミス自身においては『国富論』の経済学（『講義』の「行政」論はもとより）はあくまでも「政治家ないし立法者の科学〔としての法学〕の一部門⁽¹²⁾」としてとらえられていたことは、『国富論』におけるスミス自身による経済学の概念規定の示す通りである。

4 スコットランド啓蒙と経済学の生誕

著者の経済学成立論に対する第二の疑問は、スミスにおける経済学の成立過程とスコットランド啓蒙とのかかわりが積極的にとらえられていない点にある。著者も、もとより、本書の中でスコットランド啓蒙の問題に言及しているだけでなく、既述のように、第1—2部ではスコットランド啓蒙の代表

者であるハチスン—ヒュー—スミス間の思想の継承関係について詳細な議論が展開されている。にもかかわらず、本書においては、スコットランド啓蒙の父であるハチスンの思想主題が、近代自然法学の道徳感覚論（徳性論）化による「富と徳」問題の解決にあり、ヒュー—スミスの課題がその批判的継承にあった次第が必ずしも概念的に把握されていないため、スミスの思想形成過程が、ハチスンの「自然権理論」の「正義の法」の理論としての確立と、ヒュームの功利主義の経済理論としての継承という、自然法学的概念設定の枠の中でしかとらえられておらず、スコットランド啓蒙の思想課題に即した形では展開されていないといわざるをえない。その次第は、著者がスミスにおける「経済学の成立問題」を、正義の原理に立脚する自然権理論の確立に伴う、自然法論からの便宜（功利）の原理に立脚する行政論の分離・独立という枠組みでとらえるだけで、スミスの経済学が、商業＝富裕の原理である自然法学の道徳哲学（徳性論）化論としての正義論（スミスの正義論がTMS倫理学を根幹とする「法の理論」として展開された根拠もそこにある）そのものの中から「生誕」してきた次第が begreifen されていない事実のうちに最も端的に示されているといえるであろう。このような著者の自然法学的分析視角は、もとより、スミスにおける「経済学の成立」の契機を近代自然法学の「自然法論」からの契約章の分離・独立に求める著者の主題設定の当然の論理的帰結で、著者が本書でスコットランド啓蒙に積極的に論及しなかった根本理由がそこにあることは明白である。そうした本書の主題設定の枠組みをはなれて啓蒙とのかかわりを問題にするのは、一見筋ちがいの要求と考えられるかも知れない。

しかし、こうした著者の問題意識とは別に、本書の主題とするスミスにおける「経済学の成立問題」をそれとして考察するとき、スミスの生きていた当時のスコットランド啓蒙の思想課題とのかかわりを問うことなしに、スミスにおける経済学の生誕を17世紀来の自然法学の系譜だけでとらえることができるかどうかは、スミス解釈にとって死活の大問題といわざるをえないの

ではないであろうか。もとより、学としての「経済学の成立」ないし「経済学体系の創成」は、別段啓蒙を前提しない。社会経済現象の経験観察に基づく人間の経済行動の自然法則性がそれとして認識されるとき、経済理論体系としての経済学は成立しうるし、実際にもさまざまな形で成立したことは周知の事実である。

現に、スミスの『国富論』より9年前に大著『経済の原理』を公刊することによって、「最初の経済学体系」の創設者となったジェームズ・ステュアートの経済学は、彼の母国スコットランドを含めた当時のヨーロッパ社会が当面していたさまざまな現実問題に触発される一方、それまでの重商主義文献や自然法学者の経済学説などからも学びながらも、基本的には著者独自の体験に基づく当時のヨーロッパ社会の現実認識から生まれた「立法原理」論として「創成」されたもので、スコットランド啓蒙固有の主題と彼の経済学の形成とのかかわりは薄いといえるであろう。ステュアートの経済学は、18世紀のヨーロッパ社会の共通課題としての啓蒙の思想課題をそれとして踏まえながらも、そうしたヨーロッパ社会の動態に対する彼自身の現実認識の中からそれ自体として「創成」されたもので、スコットランド啓蒙の思想運動との直接的かかわりの必然性はみられないだけでなく、当時の自然法学文献の中から契約章を分離・独立させる形で「成立」したものでもない。

スミスの経済学も、ステュアートの場合と同様に、啓蒙の思想課題と一応独立に、当時のブリテンの当面していた具体的な経済問題や重商主義的諸規制などに対する関心から形成されてきたと考えることも論理的には可能であり必要である。スミスが、ごく初期の段階からこうした関心に基づいて経済問題を倫理学や法学の問題とは別個の主題と考え、それが『国富論』の経済学に結集されていったかも知れないという想定は、スミスにおける経済学の成立問題を考えるさいにも当然配慮されるべき視点である。高島善哉が提唱したスミスにおける倫理—法—経済の三つの世界論などは、論理的には（無自覚的でも）こうした想定に立脚していたといえるであろう。他面、こうした

視点とは逆に、スミスの経済学は、著者が本書で精密に論証したように、近代自然法学の中からその成果を継承・発展させる形で形成されてきたと考えることも可能であり必要である。本書における著者の中心主題はまさしくその次第の具体的論証にあった。その筋道を論理的に解き明かした点にこそ本書の最大の功績があり、それが自然法学との関連については極めて不十分にしか論及されてこなかった学史研究に新しいスポットをあてるものとして高く評価されるに値することは繰り返し指摘した通りである。

しかし、スミスにおける経済学の生誕は、現実の経済的時事問題への直接的関与を契機としたものではない。当時の重商主義文献の批判的考察から出発したものでもない。近代自然法学の原理的解明過程から形成されてきたものではない。スミスが近代自然法学者たちの経済理論を理論的に継承・批判・発展させていったのは、彼が自らの経済学説を展開・精密化してゆく過程でその必要に迫られたためであって、正義論からの行政論の分離・独立の契機をなしたのではない。その何よりの証拠は、50年代のスミスには経済的時事問題への関与はもとより、経済問題への積極的関心を示す事例もみられず、エジンバラ講義時代からのスミスの一貫した関心の対象であると同時に、グラスゴウ講義の主題であった「法と政府」への関心も、近代自然法学それ自体への自体的関心によるものではなく、商業の原理としての自然法学を道徳感覚論化することによって、当時のスコットランド社会の当面していた「富と徳」問題に答えようとしたハチスンの道徳哲学との格闘を中核とするものであった次第が大きく注意される必要がある⁽¹³⁾。彼の処女作『道徳感情論』の中心基本主題が、第2部の「正義と仁恵」論に象徴されるように、ハチスンの仁愛論的市民社会論批判にあったことがその何よりの証左である。スミスは、合邦前後のスコットランドが当面していた富と徳の問題に仁愛原理で応答しようとしたハチスンの道徳哲学、その中核をなす自然法学に飽き足らぬものを感じたため、ヒュームと同様、自然法の道徳感覚主体化を主題としたハチスンの処女作『美と徳の観念の起源の探求』とそれに続く『情念

論』との格闘を通して、同感原理に基づく新しい、より経験的な社会認識論を構築するに至ったのである。その成果が『道徳感情論』であり、そこで確立された同感原理に基づく人間相互の社会的交通の原理を第4段階の商業社会の秩序原理として確立したのが、『法学講義』における交換的正義の一般諸規則論であったことは、改めて指摘するまでもない点である。徹底したケース—環境分析と人間感情の心理分析を特色とする『国富論』の経済学説の経験性と人間性も、こうしたハチスンとの格闘の産物であったことは明らかである。残念ながらこの視点も著者の视界に入っていないが、『感情論』の基本原理に基づいて『国富論』の方法的基礎を確立した「『法学講義』の方法」のうちにこそ「アダム・スミスの自然法学」の経済学の生誕に対してもつ主要な意義の一つがあることは、前著で論証した通りである⁽¹⁴⁾。

『法学講義』の行政論と『国富論』は、こうしたハチスンとの格闘の成果として確立された同感原理に基づく交換的正義の法の支配下における自然的自由のエクイティ論証の必要に基づくものであった。その次第は、スミスの経済学が、ハチスンの仁愛市民社会論に代る同感⇒正義論の展開過程で、同感原理に基づく正義のエクイティ性（全般的富裕性）論証の必要から、TMSとLJの正義論を母体として、その中から「生誕」してきたもので、倫理学や法学とは別個の主題としての現実の経済問題や経済理論体系への関心から出発したものではない事実のうちに端的に示されているといえるであろう。こうした解釈に対しては、著者はその反証として55年文書をスミスの「一貫した主題」としての重商主義批判への関心の例証としてあげることであろう。しかし、自然的自由の原理に基づく富裕の進歩をおくらせるものへの批判は、初期段階からのスミスの一貫した主題であるとはいえ、スミスの重商主義批判には年代ごとに大きな発展があり、55年文書の原文は、重商主義批判を直接の主題としたものというよりも、自然神学的な自然観に立脚する「自然的自由」の体系の貫徹可能性に対する信頼の表明であったとみる方が至当であろう。

スミスの経済学は、このように富裕と徳性という対極的な課題をいかに両立させるかという課題に当面していた当時のスコットランド啓蒙の思想運動の間から、より具体的にはその最初の代表者としてのハチスンの道徳哲学との格闘を通して、その中から生誕してきたものであった。スミスの『国富論』が、同感原理に立脚する『道徳感情論』の論理を根幹に置いたものとして、ケネーやステュアートの経済学理論体系とは同じく経済学とはいっても本質的に異なる人間学的特色を色濃くもっている所以はそこにある。スミスの『国富論』が、たんなる経済成長論ではなく、封建的依存・隷従関係や重商主義的独占・特権に伴う腐敗・墮落からの人民の解放＝独立と、自由な競争関係の確立による人民の有徳化に基づく社会の文明化を究極主題とする「富と徳」実現論的性格を多分にもっていたのも、こうした成立事情と無関係ではないといえるであろう。

こうしたスミスにおける経済学の生誕のスコットランド啓蒙へのかかわりは、64年以降の大陸旅行まで、大陸の先進思想に大きく眼を向けながらも、スコットランドの当面していた課題の解決に主たる関心を向けていたスミスに独自のもので、啓蒙は「経済学の成立」の必要条件でも十分条件でもない。経済学の成立には、経済世界の自然法則認識がなされさえすればよい。しかし、スミスにおける経済学の「生誕」の契機は、あくまでも上述のようなスコットランド啓蒙の思想系譜のうちにあり、それぬきにスミス経済学の特色や生誕の秘密を語りえないことは明らかである。スミスにおける経済学の成立の契機を近代自然法学のうちにだけ求める著者の接近では、ケネー的な形態における経済科学の創造は語りえても、スミスにおける経済学の生誕の秘密は必ずしも十分にはとらえきれないのではないかと考える根拠はそこにある。

著者が本書で展開した経済学の成立論は、戦後第1世代の内田や、著者が研究をはじめた時期の研究水準からすれば、もとより当然の接近であっただけでなく、スコットランド啓蒙思想史の研究が大幅に前進した今日において

も、啓蒙研究と社会科学の成立問題とのかかわりが理論的に解明されることなく、スミスにおける経済学の生誕は偶然的例外現象にすぎず、スコットランド啓蒙の思想運動と経済学の生誕とは関係がないという見解が大手をふって罷り通っている現状においては、スミスの経済学が近代自然法学の経済学説の理論的発展・精密化である次第を具体的に論証することによって、「スミス経済学の中軸となる認識が」近代自然法学の中から「発展してきた」（228ページ）経緯を明らかにした著者の研究は、現時点においても十分に貴重な積極的意義をもつものといわねばならない。しかし、同感の道徳哲学者スミスの経済学は、「富と徳」の矛盾・対立をいかに克服するかというスコットランド啓蒙の思想課題に対するリプライとして登場してきたのであり、スミスにおける経済学の成立問題を自然法の枠組みだけでとらえ、正義論（自然権論）の確立に伴う自然法論からの経済論の分離・独立のうちに経済学の成立の契機をみる著者の視座では、たんなる価値・価格論を超えるスミスの経済学の問題はとらえきれないのではないであろうか。

評者は、新村教授の大著『経済学の成立—アダム・スミスと近代自然法学』に触発されて、図らずもスミスにおける「経済学の成立問題」を改めて評者の立場から再考することになり、二つの点で著者の解釈に異論を提出することになったが⁽¹⁵⁾、評者が「書評論文」の名の下にこのような異説を展開したのは、ひとえに本書の内容がこうした反対論の提示を必要とするだけの高度の説得力を備えているからに他ならない。本書における著者の見解と、それに対する私の論評が、必ずしも明確にとらえられているとはいえないスミスにおける「経済学の成立問題」を再考する一つの契機になれば幸いである。

- (1) 以上のような欧米におけるアダム・スミス復興の動向については、拙稿「アダム・スミス復興の背景と動向」『神奈川大学評論』21号（1995年7月）参照
- (2) 拙著『アダム・スミスの自然神学』前編第3章参照
- (3) 詳しくは、拙著『アダム・スミスの自然法学』第2部第4章を参照されたい。

- (4) この点に具体的に論及したものとして、有江大介「アダム・スミスによる自律的経済世界の発見への途——シヴィック・ヒューマニスト・パラダイムの見失うもの——」横浜国立大学経済学会『エコノミア』45巻第3号, 94年12月, 参照
- (5) こうした見解の最近の代表例としては, Cf. Brown, Vivienne: *Adam Smith's Discourse, Canonicity, commerce and conscience*, London & New York, 1994. Minowitz, Peter: *Profits, Priests, & Princes, Adam Smith's emancipation of economics from politics & religion*, Stanford, 1993.
- (6) Smith, A.: *Essays on Philosophical Subjects*, with Dugald Stewart's Account of Adam Smith, ed. by I. S. Ross, Oxford, 1980, p. 275. 福鎌忠恕訳『アダム・スミスの生涯と著作』11—12ページ。
- (7) 著者も、「スミス自身は、どの著作や講義でも『便宜の原理』という語を使っていない」(252ページ)ことを認めている。
- (8) 「アンダソン・ノート」の末尾にのべられている「ポリースの法」は、文字通り都市国家の実定法を指すもので、自然の原理に立脚する「正義の法」とは明確に区別されるが、スミスは、こうした自然の原理に立脚する正義の法と異なる便宜・効用原理に立脚する経済の原理として、『講義』の行政論を展開したのではない。『法学講義』におけるスミスの主題は、次節の論理と思想系譜の示すように、治政の対象をなす経済の世界にも自然の原理が貫徹する次第を論証することによって、正義は自然法に基づくが、治政(行政)は便宜・効用によるという、ケイムズ的な正義論と行政論との二分論を揚棄する点にあり、スミスは、自然の原理に立脚する正義を貫徹させるために行政のなすべきことを特定することを行政論の主題としたのである。
- (9) 拙著『アダム・スミスの自然法学』92—94ページ参照
- (10) この点、詳しくは、拙稿「治政論の出自と分業論の成立——経済学の生誕と『法学講義』その一——」一橋大学研究年報『社会学研究』23号, 1985年4月, 参照
- (11) 語学については天才的な能力もっていた前出の福鎌忠恕の翻訳すら、この弊を免れていない。氏も、ジョン・ミラー証言を典拠として、「『国富論』は『便宜』の原理に基づいて執筆された『法学』の一部門であり、『正義』の原理を対象とする他の一部門と対比される。」(福鎌忠恕, 前掲邦訳, 111ページ)としている。通説の固定観念化の恐さを感ぜざるをえない。
- (12) Smith: *Wealth of Nations*, Book. 4, Introduction
- (13) 「アンダソン・ノート」がスミスの講義ノートであるとして、そこで展開されていた講義の契約論の中で「物の値段」という見出しの下に「価格や貨幣や利子」について言及されていることは (Meek, R.L.: *Smith, Marx, & After, Ten essays in the development of economic thought*, London 1977, pp. 83—85. 時永淑訳『スミス, マルクスおよび現代』156—160ページ), 必ずしも彼がこの時点ですでに経済問題に積極的な関心もっていたことや、彼の経済学が自然法学そのものに対する関心から生まれてきたことを意味しないといえよう。積極的に独自の視点が提示されていない限り、講義の必要上、近代自然法学者の見解を祖述的に敷衍しただけにすぎないとも考えられるからである。

- (14) 拙著『アダム・スミスの自然法学』第2部第4章参照
(15) 上記二点の異説は、当然のことながら前掲2冊の拙著とそれに前後する一連の論稿で展開した拙論を根拠にしているので、確証を求められる向きは、適宜ご参照いただければ幸いです。

※ 本稿は、新村教授の新著『経済学の成立』の書評として執筆を依頼されたものであるが、評者はすでに『経済学史学会年報』第32号(94年10月刊)に簡単ながら本書の書評を寄稿しており、同じ論点を純粹の書評形式でより詳細に展開するよりも、本書の中心主題をなす「経済学の成立問題」をより広い視角から取り上げることを通して、本書の意義と問題点をより一般的な形で考察する方が学界的には好ましいと考え、「書評論文」の形を借りて、あえて問題提起的な論評を行ったものである。その関係もあって、論評本来の前提である本書の内容紹介は、著者の基本見解ないし本質的な論点のみの叙述にとどまり、著者が苦勞して展開した論点を的確に紹介しえないままに終わっている箇所も多いかと思われる。その点、著者と読者の有怨を乞わねばならない。幸い、昨年末に、横浜国立大学の松尾弘氏が『横浜国際経済法学』第4巻第1号(94年12月)に本書の精密な書評を発表され、法学者の立場からの的確な論評だけでなく、詳細な紹介をも行っておられるので、本稿の欠も補うものとして、あわせてご参照いただければ幸いです。